

コンビニエンスストア 営業者の皆さまへ

青少年を非行の誘惑や犯罪被害から守るためには、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となって取り組む必要があります。営業者の皆さまの御理解と御協力が不可欠です。

有害図書類（ビデオ、DVDを含む）や深夜の帰宅の促しについて、条例の遵守と自主的な営業努力をお願いします。



青少年の健全な育成に関する条例

○ 有害図書類の販売等の禁止（第13条の2）

有害図書類の青少年（18歳未満）への販売、貸付け等は禁止されています。有害図書類に類似する図書類についても、同様に努めなければなりません。

※ 有害図書類とは、著しく青少年の性的感情を刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類として指定されたものです。

個別指定	知事が個別に指定したもの
包括指定	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのある内容を基準以上含む図書類 (図書：総ページの3分の1以上、ビデオ・DVD：3分を超えるもの)

○ 有害図書類の陳列方法（第13条の2、条例施行規則第1条の4） ⇒ 裏面参照

○ 深夜営業者は、深夜（午後11時～午前4時）に店舗や敷地の中にいる青少年に、帰宅を促すよう努めなければなりません。（第18条の2）

自主的努力基準

（有害図書類）

- 1 青少年に対しては、有害図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴等させることが禁止されている旨を店頭に表示する。
- 2 有害図書類やそれに近い図書類は、店外から青少年が容易に目にすることができる場所には配置しない。
- 3 学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年が活動する場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所にある店舗では、青少年による立ち読みを防止するため、有害図書類は、包装又はひも掛けを行う。

（深夜の帰宅の促し）

- 1 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われないう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- 2 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。
- 3 青少年に対し、深夜、帰宅を促す趣旨の表示等を行う。

（共通）

従業員に対し、条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。

有害図書類の陳列方法

有害図書類（図書、ビデオ、DVD等）を陳列する場合は、次の(1)～(3)のすべてを満たしていなければなりません。

(1) 店内の容易に監視できる場所に陳列する。

(2) 下図のア～カのいずれかの方法で、他の図書類等と区別してまとめて陳列する。



<p>ア 間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置をとる。</p>	<p>イ 陳列棚を他の棚と60センチメートル以上離す、又は背面に陳列する。</p>	<p>ウ 10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できないもの）を設ける。</p>
<p>エ 150センチメートル以上の高さに背立てで陳列する。</p>	<p>オ レジスター等から5メートル以内の場所に陳列する。</p>	<p>カ ビニール包装、ひも掛け等を行う。</p>

(3) 陳列場所の見やすい位置に、青少年への販売・貸付け等が禁止されている旨の表示をする。

< 掲示の例 >

成人コーナー	18歳未満の方の閲覧・購入は禁止されています。
--------	-------------------------

京 都 府

★このチラシについてのお問い合わせは健康福祉部家庭・青少年支援課まで
 電 話：075(414)4306
 E-mail：kateishien@pref.kyoto.lg.jp

◇ 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です ◇